

岩崎 純一 著

『岩崎純一全集』 第三卷 「序説、総記（三）」

岩崎純一の活動に関わる協力者、参加者に関する序説

編纂、監修 岩崎純一学術研究所『岩崎純一全集』編纂局

巻頭言

本巻は、『岩崎純一全集』の第三巻を成し、岩崎の活動に協力・参加する者について述べるものである。

目次

巻頭言

第一編 協力者、参加者についての解説

第一部 協力者、参加者の定義

第二部 岩崎純一及びJIAIの連絡先、メール等

第三部 協力者、参加者のリスト

第二編 協力者、参加者の登用

第一部 登用方法

第二部 登用される者

第三部 登用されない者

第一章 登用されない者

第二章 イエローリスト、レッドリスト及びブラックリスト

第四部 例外条件

第五部 特殊協力者の登用

第一章 精神に障害を有する者

第二章 身体に障害を有する者

第三章 一般国民生活とは異なる言語・文字体系、暦法、度量衡、慣習、住居等によって生活する者（巫女等）

第六部 海外からの協力、参加

第三編 「岩崎純一総合アーカイブ」(JICA)及び『岩崎純一全集』(JICW)の編纂、監修への協力、参加

第四編 「岩崎純一学術研究所」(JIAI)の運営への協力、参加

第五編 「岩崎式十進分類法」(JIDC)の管理への協力、参加

第六編 JICA及びJICWの提供活動への協力、参加

第一部 ウェブサイト運営への協力、参加

第二部 閲覧室の運営への協力、参加

第三部 書籍、学術誌、論文の出版への協力、参加

第四部 JICA・JICWへの自作の収録の要望

第七編 岩崎純一の外部活動（講義、フィールドワーク等）への協力、参加

第八編 法令に基づく表示

第一部 「甲乙」の定義

第二部 「各種の著作物」の定義

第三部 民法に基づく表示

第四部 寄付、支援及び相続税法等に基づく表示

第五部 個人情報保護方針及び個人情報情報の保護に関する法律に基づく表示

第九編 個別の活動に係る協力者、参加者向けの内部規程または注意・留意・表記事項の策定及びその内容

第一部 概要

第二部 日本のスピリチュアル・ブーム、脳ブーム、超常現象・

- オカルト科学ブーム、カルト・新宗教団体等の現状に鑑みた、共感覚等の扱いに関する留意事項
- 第三部 統合失調症、不安障害、解離性同一性障害、発達障害、共感覚等、国民間で各種の偏見問題や実在性・信憑性への疑義論争が存在する知覚様態・精神疾患に関する留意事項
- 第四部 精神疾患者等の個人情報扱い、およびDV・暴力・虐待等の加害者への対策について
- 第五部 公的機関の相談窓口や警察等への相談・通報の重要性について
- 第六部 IJCA 及び IJCW の編集・編纂のためのウェブサイト内の女性専用スペース、及び、岩崎純一と連携している各女性専用施設とその閲覧室について
- 第七部 日本共感覚研究会に関する留意事項
- 第八部 超音波コミュニティ東京に関する留意事項
- 第九部 岩崎式日本語に関する留意事項
- 第十部 よくあるご質問と回答

二〇一二年十月十三日 起筆
二〇一五年五月十三日 改定
二〇一六年二月十七日 改定
二〇一六年二月二十一日 公開
二〇一七年三月二十六日 改定
二〇一七年九月二十三日 改定
二〇一八年四月十五日 最終改定

第一編 協力者、参加者についての解説

第一部 協力者、参加者の定義

以下、協力者または参加者とは、岩崎純一のあらゆる活動のいづれかに協力または参加する全ての者のうち、岩崎からの要請・依頼を受けて人的研究対象となった者、岩崎が実施する実験に協力・参加した者、芸術作品のモデル・被写体・踊り手等を務めた者、序巻で解説する【8目】・【9目】その他のJICA内の製作物・著作物を提供した者等、多大な貢献をした者をいう。

このうち特別に許可された者は、幹部スタッフ（第二巻に述べる共同編纂者や特定女性スタッフ）として、JICA・JICWの編集、編纂、監修、管理に直接携わることができる。これらの者は、他に職（雇用形態を問わず）を持ちながら、休日等の時間において同活動に、学術的趣味を動機として有償または無償で協力・参加する有志

の者である。

協力者、参加者を合わせて協力者等と総称する。

単に岩崎宛に学術的情報を提供する情報提供者は、別途定める利用者等のみに含めるものとする。

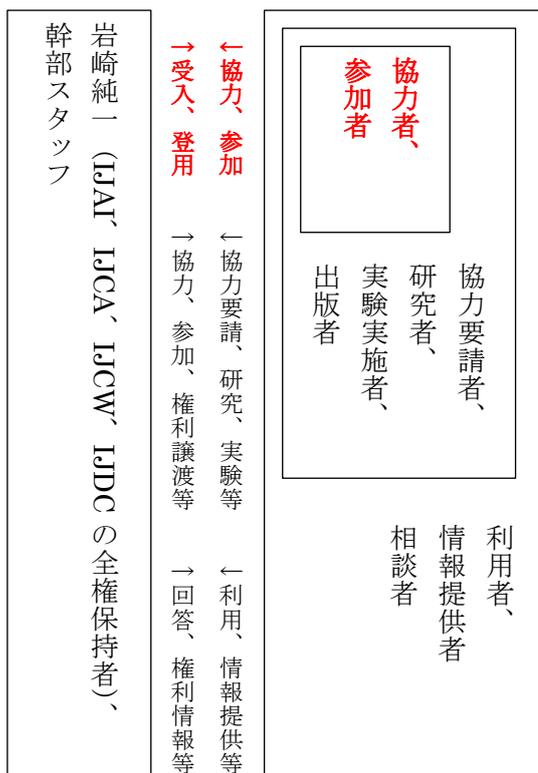
岩崎からの協力要請を受けて岩崎に学術的情報を提供したのみである者は、JICA・JICWの編纂等の直接的な協力に当たらず、あるいは、本人が岩崎による研究の対象となったわけでもないため、協力者に含めず、情報提供者として利用者等に含める。

また、別掲する岩崎の個人メールアドレス宛に心身両面に亘る個人的な情報・相談・私信を送付して岩崎より回答を得る相談者のうち、岩崎への協力や後述する女性専用施設または閲覧室の運営をも合わせて行う者は協力者等に含め、これらの施設等への岩崎の協力等、具体的な協力要請のみを合わせて行う者は協力要請者等に含め、私的雑談のみにとどまる者は利用者等に含める。

概ね、研究所幹部スタッフは協力者等の一部、協力者等は協力要請者等の一部、協力要請者等は利用者等の一部であり、利用者等は、岩崎への協力が深まるにつれて順次、協力要請者等、協力者等、幹部スタッフへと昇格していく。但し、昇格後の振る舞いに違法性がない限り、降格や追放等の処分はない。

これらの人的分類は、岩崎からの各人に対する協力の程度と内容ではなく、各人からの岩崎に対する協力の程度と内容に基づいている。しかし、岩崎は、協力者等に対する協力・返礼を行っているのはもちろん、協力要請者等からのほとんどの要請・依頼に積極的に

応じており、利用者等のみに含まれる者に対しても、内容により協力を惜しまない。



第二部 岩崎純一及びIAIの連絡先、メール等

第二巻に掲載。

第三部 協力者、参加者のリスト

閲覧希望者は個別に岩崎まで問い合わせよ。また、第一巻の各活動年表も見よ。

第二編 協力者、参加者の登用

第一部 登用方法

協力者、参加者の登用は、原則として、岩崎純一及びIAIが知己の中から直接応募することにより行う。但し、協力、参加を著しく希望する一般の者より申込があった場合は、次に掲げる条件等を勘案して登用の是非を決定する。

第二部 登用される者

協力者、参加者として登用されるには、次の条件を全て満たし、岩崎純一及びIAIの許可を得なければならない。

- 優秀な学識及び高潔な品性の双方を有すると一般に認められる者

この優秀な学識及び高潔な品性は、派手よりも地味、華美よりも質素を愛する態度に裏打ちされたものでなければならず、その簡素清貧の趣が協力・編纂態度及び編纂物に現れ出るものでなければならない。

また、協力者、参加者として登用されるには次の者であることが

望ましく、該当者は岩崎が優先的に協力者、参加者として登用する。

- ソーシャル・ネットワークング・サービス(SNS)のアカウントを有するか、ウェブサイトを運営しているか、その他インターネット上の投稿可能なあらゆるサービスのいずれかを利用して
いる場合、その全てにおいて実名で(氏・名の両方を公開して)
インターネット活動を行っている者

(アカウント名はニックネームであっても、本文中に実名があれば可。)

第三部 登用されない者

第一章 登用されない者

次のいずれかの者は、協力者、参加者として認めない。

- インターネット上の投稿可能なあらゆるサービスのいずれかを利用して
いる場合、その全てにおいて実名を公表していない者
- 実名が公になっている者(大学教授など)でありながら、インターネット上では匿名(ニックネームやハンドルネーム)のみで活動している者
- インターネット上で実名と匿名とを不適切に使い分けている者、及びそれらに別々に対応するSNSアカウントを所持している者

る者

(匿名での公的通報、情報提供、学術的相談、私生活上の相談等は除く。)

- 学術活動の主体であるが、活動の意思が自然人の自由意思に還元されず、学校法人等の法人の一部または権利能力なき社団または民法上の組合のそれであると解される人間集団(学会、大学の研究室、学術サークル等)

- 岩崎純一から出版権や著作隣接権等の譲渡を受ける契約を締結して岩崎の著作物を販売するなど、岩崎の著作物の利用にあたって岩崎と利害関係にある営利企業の使用人(岩崎の書籍の出版社の社員等)

- 反社会的、暴力的思想または教義を標榜する政治団体、宗教団体、人権団体の構成員またはそれに類する思想または教義を標榜する者

- 暴力団員、準暴力団員またはそれに類する反社会的、暴力的活動を行っている者

- 前科ある者のうち、刑法第二十七条及び第三十四条の二に定める時間の経過によって刑の言渡しの効力が消滅し、刑の言渡しによって失った権利及び資格を復権していない者

- 法人

第二章 イエローリスト、レッドリスト及びブラックリスト

第五巻を見よ。

第四部 例外条件

次の者は、例外的に協力者、参加者としての被登用資格を有する。

- 岩崎純一には実名を提示しているが、日常生活においては、実名の公表が著しく躊躇されるか、自治体、警察、人権保護団体等から実名の公表をしないよう推奨されている、犯罪、暴力、虐待等の被害者

- 岩崎純一と知己の者、交流している巫女等で、実名以外の職階名、社家名、源氏名等を有し、これを用いて生活している者

- 既婚女性であるものの、旧姓で学術活動や職務、SNS、インターネット投稿を行っている者。または、離婚した女性であるものの、一身上の都合により元の夫の姓で同様の活動を行っている者。

第五部 特殊協力者の協力、参加

第一章 精神に障害を有する者

精神に障害を有する者は、被登用条件を満たす限り、協力者、参加者たる資格を、精神障害を理由としては失わない。

第二章 身体に障害を有する者

身体に障害を有する者は、被登用条件を満たす限り、協力者、参加者たる資格を、身体障害を理由としては失わない。

第三章 一般国民生活とは異なる言語・文字体系、暦法、度量衡、慣習、住居等によって生活する者（巫女等）

一般国民生活とは異なる言語・文字体系（古語、御所言葉、巫女言葉等）、暦法、度量衡、慣習、住居等によって生活する者（巫女等）は、協力者、参加者たるにあたって、別途定める暦法等の規定に従って、JICA及びJICWの編纂、JAIの運営、ウェブサイトの更新、その他の岩崎の活動への協力を行わなければならない。但し、太陰太陽暦（旧暦）を使用した文芸等、一部の著作物についてはこの限りではなく、編纂や岩崎とのデータ交換は古語や旧暦等で行って差し支えない。

第六部 海外からの協力、参加

海外に居住する日本人及び日本国籍以外の国籍を有する者（居住地を問わず）は、本巻で述べる協力者、参加者たることができる。但し、これらの者は、協力者、参加者たるにあたって、利用者等の一員として、第五巻で述べる各種の条約や法令の条文や規定、ク

リエイティブ・コモンズ・ライセンス等の各種ライセンスの規定、及び、当該個人が居住する国の法律等を遵守しなければならないほか、第六巻に述べる日本語及び日本文化に長じていなければならない協力者、参加者として登用される可能性とその協力内容は、日本国籍を有する日本国居住者（日本人）の協力者、参加者に比して、大幅に限定されたものとなる。

第三編 「岩崎純一総合アーカイブ」(IJCA) 及び

『岩崎純一全集』(IJCW) の編集、監修への協力、参加

協力者、参加者のうち、岩崎より許可された一部の者は、IJCA及びIJCWの編集、編纂、監修、管理に直接携わることができる。

第四編 「岩崎純一学術研究所」(IJAI) の運営への協力、参加

協力者、参加者のうち、岩崎より許可された一部の者は、IJAIの運営に直接携わることができる。

第五編 「岩崎式十進分類法」(IJDC) の管理への協力、参加

協力者、参加者のうち、岩崎より許可された一部の者は、IJDCの管理に直接携わることができる。

第六編 IJCA 及び IJCW の提供活動への協力、参加

第一部 ウェブサイト運営への協力、参加

協力者、参加者のうち、岩崎より許可された一部の者は、IJAIのウェブサイトの運営、管理、編集、更新に直接携わることができる。これらを実施する場所は、次の場所に限る。

● 各自の自宅

● 第二部に掲げる施設（女子寮、女子学生寮、女性専用シェアハウス、心身障害女性施設、犯罪被害女性施設等）のうち、岩崎が構築したIJAIウェブサイト内の非公開システムへのログインが可能な施設またはそのシステム室

但し、これらの女性専用施設については、当然原則として、居住女性を中心とする女性のみが協力者、参加者たる資格を有する。これらに特別に出入りする男性警備員や、加害者たる男性親族等は、その資格を有しない。

後述する閲覧室を設置した寮母、女性オーナー、女性スタッフは、システム利用権限を有する協力者、参加者たることができる。

なお、岩崎純一は、ウェブサイトのほか、これらの女性専用施設のイントラネット、プライベート・ネットワーク、情報管理システム、システム室の機械的構築及び電子的構築を行い、遠隔管理を含む

む管理を行う一方で、施設全体及び後述する閲覧室の運営には関与しない。

第二部 閲覧室の運営への協力、参加

協力者、参加者のうち、岩崎より許可された一部の者は、第六巻に定める通り、次の閲覧室や閲覧場所の運営、管理に直接携わるることができる。

● JICA 及び JICW のうちの非公開の製作物・著作物を紙媒体ま

たはウェブサイトにて閲覧できる環境を整備し、これらを居住女性に提供し、女子教養と女子生活を充実することを目的として、岩崎に許可を得た寮母、女性オーナー、女性スタッフの手によって、女子寮、女子学生寮、女性専用シェアハウス、心身障害女性施設、犯罪被害女性施設等の内部に設置されている閲覧室や閲覧場所（多くの場合、他の一般図書も閲覧可能な図書室）

但し、これらの女性専用施設については、当然原則として、居住女性を中心とする女性のみが協力者等たる資格を有する。これらに特別に出入りする男性警備員や、加害者たる男性親族等は、その資格を有しない。

閲覧室を設置した寮母、女性オーナー、女性スタッフは、当然協力者等たることができる。

なお、岩崎純一は、ウェブサイトのほか、これらの女性専用施設のイントラネット、プライベート・ネットワーク、情報管理システム、システム室の機械的構築及び電子的構築を行い、遠隔管理を含む管理を行う一方で、施設全体及び閲覧室の運営には関与しない。

第三部 書籍、学術誌、論文の出版への協力、参加

協力者、参加者のうち、岩崎より許可された一部の者は、第六巻に定める通り、JICA 及び JICW の一部の出版、刊行に携わることができる。

但し、第六巻に述べる通り、岩崎純一から出版権や著作隣接権等の譲渡を受ける契約を締結して岩崎の著作物を販売するなど、岩崎の著作物の利用にあたって岩崎と利害関係にある営利企業や公益・一般法人、その他の法人、またはそれらの使用人（岩崎の書籍の出版社の社員等）は、ここでの協力者、参加者には含めず、第四巻で述べる協力要請者等の中の出版者に含める。

一方、岩崎の著作物を、無償の学術誌・学会誌の一部やオープンアクセス論文であるネットコンテンツとして、別途定めるクリエイティブ・コモンズ・ライセンス等に従って再配布する者の一部は、ここでの協力者、参加者に含める。

第四部 JICA・JICW への自作の収録の要望

JICA または JICW に自らの作成物（製作物・著作物）を収録されることを希望する者は、その旨を記した文書（電子メールを含む）及び当該作成物（電子メールの添付ファイルを含む）を岩崎に送付することができる。

但し、収録にあたっては、当該作成物が JICA 及び JICW の趣旨に適合する内容及び岩崎の学術活動と関わりのある内容を有し、収録するに十分に値するものと認められなければならない。岩崎の最終的な許可を得なければならない。

第七編 岩崎純一の外部活動（講義、フィールドワーク等）への協力、参加

協力者、参加者のうち、岩崎より許可された一部の者は、岩崎純一による大学、研究機関、各種施設における講演、講義、授業、講話会、座談会または屋外活動、フィールドワーク等に直接携わることが出来る。

具体的な外部活動のうち、協力要請者、研究者、実験実施者、出版者から要請・依頼されるものは第四巻に、利用者、情報提供者、相談者から要請・依頼されるものは第五巻に、それぞれ例示・解説した。

第八編 法令に基づく表示

二〇一二年十月十三日 起筆
二〇一二年十月二十日 公開
二〇一七年九月二十三日 最終改定

第一部 「甲乙」の定義

当ページに記載する「甲」および「乙」とは、下記を意味するものとする。

◆ 甲・・・乙が行う講義、ゼミ、特別講座、講演、講話会、学術研究・調査、実験協力、著作物の執筆・制作等に協力、参加し、または寄付等の金銭的支援を行う、法人格を有しない団体または個人

◆ 乙・・・岩崎純一（コンテンツやサービスの提供者）及び岩崎純一学術研究所

第二部 「各種の著作物」の定義

第五巻を見よ。

第三部 民法に基づく表示

岩崎純一以外の製作者・著作者の製作物・著作物については、岩崎がその作成に著しく関係した製作物・著作物であつて、その製作者・著作者が JICA への収録を著しく要望したもののみを収録する。

この場合、製作物または著作権が化体したその有体物（物品、芸術作品等）の物権・所有権について、他の製作者・著作者と岩崎との共有、合有、総有の別を適宜記載する。

このほか、JICA、JOCV、JICW 及び JIAI と民法上の規定との関係については、主に序巻を見よ。

第四部 寄付、支援及び相続税法等に基づく表示

ほぼ全ての事業（研究、調査、学術資料の無償提供、サイトの運営など）の費用は、乙の私費、または乙による講義、ゼミ、執筆、実験協力などの活動によってまかなわれている。

第三者からのご寄付（金銭的なご支援）については、積極的な呼びかけは行っていないが、ご寄付を希望される方は、メールにてその旨を連絡されたい。その後、本研究所の情報（所在地、電話番号等）及び振込先等を明記した請求書（書面または電磁的記録による書面）を発行する。ご寄付の前後の各段階及びご要望に応じて、契約書、領収書等も随時発行する。

（第五巻に述べる通り、著作権使用料等が発生する場合も、同口座へのお振込をお願い申し上げる次第である。）

◆ 各銀行、ゆうちょ銀行（従来の郵便振替と同様の方法）

口座番号 ●●●●●●●●●●（ご連絡を頂いたのちに提示。）

口座名義 ●●●●●●●●●●（ご連絡を頂いたのちに提示。）

無論このほか、第四巻の記載事項に従つて乙に更なる仕事をご依頼いただくこと自体も、ご寄付と同じくありがたいご支援となる。

甲が乙に対し明確に「寄付」の意思および名目によって金銭的支援を行う場合、民法や各種の税法（とりわけ相続税法における相続税・贈与税等の規定）等に従つた書面を取り交わし、処理するものとする。また、甲が乙に対し、講演や執筆等の直接的な依頼と謝礼等の支払いではなく、目的・用途を指定しない金銭的支援を希望する場合も、寄付の扱いとして同様に処理するものとする。

但し、乙の事業の学術性、非営利性、理念などに鑑み、金融商品取引法や資金決済に関する法律等が適用される投資型クラウドファンディングに該当する匿名でのご寄付については、原則として受領を辞退する。従つて、岩崎へのご寄付を要望される場合、事前または事後に、ご氏名、ご住所および電話番号をお知らせいただきたい。

第五部 個人情報保護方針及び個人情報の保護に関する法律に基づく表示

第五巻を見よ。但し、「甲乙」は、前述の協力者、参加者としてのそれらに読み替えるものとする。

第九編 個別の活動に係る協力者、参加者向けの内部規程または注

意・留意・表記事項の策定及びその内容

二〇一二年十月十三日 起筆

二〇一二年十月二十日 公開

二〇一五年五月十三日 改定

二〇一七年六月十日 最終改定

二〇一七年九月二十三 最終改定

第一部 概要

第五巻を見よ。

第二部 日本のスピリチュアル・ブーム、脳ブーム、超常現象・

オカルト科学ブーム、カルト・新宗教団体等の現状に鑑

みた、共感覚等の扱いに関する留意事項

第五巻を見よ。

なお、協力者、参加者として登用される者は、当該留意事項を的確に理解し、適切に運用できる者に限られる。

第三部 統合失調症、不安障害、解離性同一性障害、発達障害、

共感覚等、国民間で各種の偏見問題や実在性・信憑性へ

の疑義論争が存在する知覚様態・精神疾患に関する留意

事項

第五巻を見よ。

なお、協力者、参加者として登用される者は、当該留意事項を的確に理解し、適切に運用できる者に限られる。

第四部 精神疾患者等の個人情報扱い、およびDV・暴力・虐

待等の加害者への対策について

精神病理学・精神疾患研究関連の巻の「精神疾患者等の個人情報の扱い」、及び「DV・暴力・虐待等の加害者への対策について」を見よ。

第五部 公的機関の相談窓口や警察等への相談・通報の重要性に

ついて

第五巻を見よ。

なお、協力者、参加者として登用される者は、当該重要性を的確に理解し、適切に運用できる者に限られる。

第六部 IJCA及びIJCWの編集・編纂のためのウェブサイト内

の女性専用スペース、及び、岩崎純一と連携している各女性専用施設とその閲覧室について

第五巻を見よ。

なお、協力者、参加者として当該スペースの運営スタッフに登用される女性は、当該スペース及び施設の意義を的確に理解し、適切に運用できる者に限られる。

第七部 日本共感覚研究会に関する留意事項

日本共感覚研究会では、共感覚そのものの研究よりも、共感覚を巡って起きている社会現象（スピリチュアル・ブームや霊感商法）の社会学的追究に注力する。

研究会の各ページに記載している各規程、注意事項、調査報告を見よ。

第八部 超音波コミュニティ東京に関する留意事項

超音波知覚者コミュニティ東京に関する著述内の以下の解説を見よ。

●【注意勧告】当コミュニティが疑似科学団体やテクノロジー犯罪被害者団体と友好関係にあるかのように紹介されている事例に対する注意勧告、および統合失調症や妄想性障害の既往歴・現病

歴の確認のお願い

●報告者、注意事項「やっていいこと、やってはならないこと」、最低限の物理学的知識の学習のお願い

第九部 岩崎式日本語に関する留意事項

岩崎式日本語に関する著述内の以下の解説を見よ。

●言語の概要と研究会（岩崎式日本語に触れていただく際の注意点）
●岩崎式日本語の使用者の方々向けの注記

第十部 よくあるご質問と回答

二〇一四年六月十四日 起筆

二〇一六年二月二十一日 公開

二〇一七年九月二十三日 最終更新

▼Q. 私は、岩崎さんが考案された岩崎式日本語で手記を綴っています。後、今後十年から数十年は男性に（岩崎純一さんにも）知られたくない内容で（性被害や性依存体験）、年月が経つてから岩崎さんに譲渡しようと考えています。それまで岩崎さんに申し訳なく、心苦しいのですが、そもそもこのようなケースが許されるのでしょうか？

（類似のご質問の中から一例を挙げ、原文ママ）

● A. もちろん許されます。私に対して、申し訳なく、心苦しくお思いになる必要ありません。

岩崎式日本語のご使用にあたっては、「岩崎式日本語で記述した文書は全て考案者の岩崎純一に開示・譲渡しなければならぬ」といった規則はありません（私自身がそのような規則を設けていません）ので、開示・譲渡の有無や時期などはご自身で自由に決め下さってかまいません。

ただし、岩崎式日本語は、人間の各種の精神・身体症状を文法に「生き写し」にすることを目的とする特殊な哲学的人工言語ですので、使用者の方々と考案者である私との間で運用上の相違点が生じる可能性もあります。もし文法に関する迷いや不安がございましたら、なるべくご相談いただけますとありがたいです。

▼ Q. 私は、ある教派神道系の宗教（天理教、黒住教、金光教など）の一つに属する者です。岩崎さんが考案・開発された岩崎式日本語や寿羅穂里阿文明（岩崎式文明論）、その他の神道・仏教関係の内容は、日本神道、大乘仏教（中観派・唯識派）、曹洞宗、ニーチェ・ベルクソン哲学、実存・構造主義哲学、数理論理学、量子力学、ご自身の共感覚などをもとに造られているとあり、お知り合いの巫女の方々が追加で創作されている岩崎式言語体系ペディアや寿羅穂里阿巫女神道も、岩崎さんの哲学を踏襲されているかと思えます。実際に岩崎さんは、今の教派神道系の宗教や

スピリチュアル・ブーム、共感覚セラピーなどに極めて批判的な態度をとっていらっしゃり、ご自身の活動において関わりを拒否なさったり、活動から排除しようとされています。ただ、私はどうしても岩崎さんの一部のご思想に共鳴しています。岩崎さんのご活動に協力させていただくことは可能でしょうか？
（類似のご質問の中から一例を挙げ、原文ママ）

● A. ご希望者様に精神的に満足していただける（ご協力が苦にならない）ようでしたら、ご協力下さることは可能です。

これにつきましては、大変難しい問題ですが、私の側の受け入れ態勢や規則よりも、ご希望者様の精神の問題、満足度の問題になると考えます。

私の活動にご協力下さる方につきましては、カルト教団の信者や反社会勢力・暴力団の構成員・準構成員などを除き、最初からあからさまに排除しているわけではありません。また、同じ教派神道系の宗教教団と言っても、神道行政が成立させた神道大教や、神社そのものを崇敬する（特定の教祖を崇拝しない）神宮教・出雲大社教などは、私の教派神道系教団批判の対象からは除かれるべき性質のものであることは、随時明記しているところです。

私個人は、ありとあらゆる人間集団（国家・政府、宗教・教団、暴力団など）のウオッチャーであり、特定の団体に差別・偏見があるわけでもありません。

ただし、私が案じている点はいくつもあります。

例えば、岩崎式日本語文法や寿羅穂里阿文明の文明史観が前提している「異世界の非在」などは、教派神道系教団の信者やスピリチュアル系集団・個人の信者と関わらずとも、昨今の葬式仏教、とりわけ浄土教系仏教（浄土教、浄土宗、浄土真宗）の信者にとっても耐えられない思想であるようです。異世界の非在というのは、分かりやすく申し上げますと、「霊界・天界や前世・現世（厳密にはこれも含みます）・来世、極楽・浄土・あの世・仏国土と呼ばれているものは、宇宙のどこにも物理的に実在せず、あくまでも宗教学上や思考実験上の方便である」という考え方のことです。

中観派・唯識派の思想やニーチェ哲学の永劫回帰・運命愛思想に昔から親しんでいる私のような人間にとっては、このような「異世界の非在」性の感受・甘受は全く困難なことではないと感じられます。

それに私は、量子力学、量子論、素粒子物理学、宇宙地球電磁気学、超数学、量子コンピュータ研究などの愛好家・ウォッチャーですが、これらを正しく理解していれば、例えば、一部の教派神道系教団やスピリチュアルカウンセラー、共感覚セラピストらに見られる「霊力や共感覚によって、この不条理な社会から人間の魂を救い出し、死後に平和な霊界や来世に送り込める」といった主張そのものが生じません。

ちなみに、このような「転生」思想は、かつてのオウム真理教の「ポア」の思想と全く同一であると私は解釈します。従って、

このような主張によって私にアプローチして来られる方々については、共同活動をお断りしております。

このような私の方針・思考内容がとても信じられなかったり、このような思考様式に慣れていなかったりする個人の方は、所属教団に関係なく、私の各種の哲学的創作活動にご参加いただくとは現実的に難しいのではないかと案じます。実際のところ、しばらくして私のもとを離れて行かれた方、難しい学問的思考に手を出さずサイトを閲覧するだけのほうが結局は楽しかったという方もいらっしゃると思います。

こういった点だけは、ご念頭に置いていただければありがたいです。